**業務・家庭部門における地方公共団体の施策について**

資料　１－４

他の地方公共団体においても建築物の環境配慮制度を定めており、大阪府とは異なる取り組みをしている団体もある。その中でも代表的な事例を以下に示す。

**１．東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**

１－１．開発事業者に係るもの

（１）省エネルギー性能目標値の設定（条例第17条の４）

　　　新築等をしようとするすべての建築物の新築部分及び増築部分の床面積の合計が50,000㎡を超える開発事業（特定開発事業）をしようとする場合に、延べ面積が10,000㎡を超えるなど一定の建築物については、その建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能について、省エネルギー性能基準の値以上の目標値を設定しなければならない。

（２）未利用エネルギー等の設備導入検討義務（条例第17条の５）

　　　特定開発事業を行う場合に、その区域及びその周辺において下水処理熱、河川熱など未利用エネルギーの利用設備の導入について検討しなければならない。

（３）エネルギー有効利用計画書の作成（条例第17条の７）

　　　特定開発事業を行う者は、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値などを記載したエネルギー有効利用計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

１－２．建築主等に係るもの

（１）省エネルギー性能評価書の作成等（条例第23条の４）

　　　非住宅建築物（倉庫、工場、駐車場等を除く）部分の延べ面積が10,000㎡を超える建築物の建築主は、当該部分の賃貸等の取引時に、エネルギーの使用の合理化に関する性能の評価を記載した省エネルギー性能評価書を交付しなければならない。

**２．京都府：京都府地球温暖化対策条例（温暖化条例）**

**京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（再エネ条例）**

（１）地域産木材等の使用義務（温暖化条例第22条第２項）

　　　延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合には、一定量以上の府内産木材等を使用しなければならない。

（２）再生可能エネルギーの設備導入義務（再エネ条例第7条第１項）

　　　延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合には、太陽光発電設備その他の再生可能エネルギー利用設備を導入しなければならない。

**３．京都市：京都市地球温暖化対策条例**

（１）地域産木材等の使用義務（条例第40条）

　　　延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合には、一定量以上の地域産木材等を使用しなければならない。

（２）再生可能エネルギー利用設備導入義務（条例第41条）

延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合には、太陽光発電設備その他の再生可能エネルギー利用設備を導入しなければならない。

（３）建築物環境配慮性能の工事現場における表示義務（条例第46条第１項）

　　　延べ面積が2,000㎡以上の建築物の建築主は，当該建築物の新築等に係る工事の期間中，当該工事の現場の見やすい場所に，建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

**４．神戸市：神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例**

（１）すまいの環境性能表示の表示（条例第15条第１項）

　　　延べ面積が2,000㎡以上の集合住宅等（販売又は賃貸を目的とするものに限る）の建築主は，当該建築物の新築等に係る工事の期間中，当該工事の現場の見やすい場所に，すまいの環境性能表示を表示しなければならない。

**５．横浜市：横浜市生活環境の保全等に関する条例**

（１）建築物環境配慮性能の表示等（条例第141条の9）

　　　延べ面積が2,000㎡以上の建築物の建築主は、当該建築物の販売又は賃貸を目的とした一定の広告をしようとするときは、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

表示項目に「エネルギー消費量の削減率」を追加（平成28年4月建築物環境性能表示基準改正施行）

**６．長野県：長野県地球温暖化対策条例**

（１）建築物環境エネルギー性能検討義務（条例第20条第１項）

　　　建築物の新築をしようとする者は、当該建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮に係る性能を評価し、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置について検討を行わなければならない。

（２）自然エネルギー設備の導入の検討等（条例第21条第１項）

　　　建築物の新築をしようとする者は、自然エネルギー設備の導入について検討を行わなければならない。

（３）有効利用可能エネルギーの活用の検討義務（条例第22条第１項）

　　　延べ面積10,000㎡以上の建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物における有効利用可能エネルギー（工場又は事務所その他の事業場において排出される熱その他のエネルギー）の活用について検討を行わなければならない。

**７．大阪市：大阪市建築物の環境配慮に関する条例**

（１）非住宅（延べ面積10,000㎡以上）の省エネ基準適合義務（条例第6条の2）

（２）住宅（高さ60m超かつ延べ面積10,000㎡以上）の省エネ基準適合義務（条例第6条の2）

住宅（高さ60m超かつ延べ面積10,000㎡以上）の適合状況：5件 100％（27年度10月以降）